年　　　月　　　日

空き家（バンクリフォーム・家財処分・解体工事）補助金　承諾書

（宛先）韮崎市長

申請者 (所有者・利用者)

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

　韮崎市空き家バンク事業実施要綱第15条の規定により、承諾書を提出します。

なお、本事業の実施に際し、問題が発生した場合は、当方の責任において適切な措置を講じ解決します。

記

【承諾事項】

（１）空き家の利用者が、リフォーム工事、家財の撤去及び処分、解体工事を行う場合は、所有者の同意を得られたこと。

（２）空き家の所有者は、空き家のリフォーム・家財処分補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に空き家の取り壊しを行わないこと。

（３）空き家の利用者は、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に転居又は転出しないこと。

上記の事項について、承諾します。

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒 - |
| 氏名 | ㊞ |
| 空き家の所在地 |  |
| 空き家バンク  登録番号 |  |